

## 御利用上の注意

このガイドは、個人有志であちこちから集めてつくった簡単なまとめのようなものですので、不備な点や足りない情報も沢山あると思います。特に災害時ということもあり、適用条件その他について変更も多くあるかと思いますが、ご利用の前に必ず各行政その他の担当窓口などに直接お問い合わせくださるようお願いします。

また、これを御利用になられたことで発生するいかなる事態にもハートフルプロジェクトは責任を負いません。

内容に関する問い合わせ、ご質問なども、ハートフルプロジェクトではお答えできません。御承知の上御利用ください。尚、同様の内容を、ホームページ上で見るができます。

<http://www.tunagu.gr.jp/heartful/index.html>

## A. 税金の軽減など

いろいろな税減免の制度の一部です。適用条件、必要書類などが状況により違いますので必ず一度各町役場や税務署等に問い合わせてください。

### A-1 町県民税個人分（床上浸水以上・申請必要）

対象：床上浸水以上の被害を受け、前年中の合計所得金額が1000万円以下の方

減免：前年中の合計所得金額が

500万円以下…2分の1減免

500万円超750万円以下…4分の1減免

750万円1000万円以下…8分の1減免

…各市町村区役所などの税務関係課へ

申請延長は11月12日に締切ました。

間にあわなかった人、遠隔地にいる人は要相談のこと。

### A-2 固定資産都市計画税（床上浸水以上・申請必要）

対象：床上浸水以上の被害があった固定資産（住居用家屋等）

減免率：2分の1減免

…各市町村区役所などの保険年金関係課へ

### A-3 個人事業税2期11月30日締切（申請必要）

災害後到来する納期限において納付すべき額が対象。

対象：事業用資産、但し損害額から保険金などによる補填額を除いたものがその資産価額の2分の1以上になることが必要。（保険金等で補填される金額を除く）

減免：（事業主控除前の事業所得金額）

500万円以下…2分の1減免

750万円以下…4分の1減免

1000万円以下…8分の1減免

また上記の他、住宅や家財について損害を受けた金額（保険金などの補填額を除く）が大きく所得金額が500万円以下の場合には税額の2分の1の範囲内で減免されます

…もよりの県税事務所へ

### A-4 災害減免法（確定申告で申請）

災害の損失に限られます。下の「所得税法（雑損控除）」による方法と、どちらか有利な方を選べます。

対象となる資産の範囲：住宅または家財。損害額が住宅または家財の価額の2分の1以上。原則、損害を受けた年分の所得額が1000万円以下の人に限る

控除額の計算または所得税の軽減額：

500万円以下…全額免除

500万円超750万円以下…2分の1軽減

750万円1000万円以下…4分の1軽減

必要になるもの：損失額の明細書など

申請時期：確定申告書に添付するか提示すること。

…もよりの税務署へ

### A-5 所得税法（雑損控除）（確定申告で申請）

災害、盗難、横領などによる損失が対象。上の「災害減免法」による方法と、どちらか有利な方を選べます。

対象となる資産の範囲など：生活に通常必要な資産に限られます。（棚卸資産や事業用の固定資産、貴金属や絵画など、生活に通常必要でない資産は除かれます）

対象となる人：

1. 差引き損失額が、その年の所得金額の10分の1以上になった人

2. 差引き損失金のうち、災害関連支出の金額が5万円以上だった人

（差引き損失額とは…

損害金額から保険金等で補填される金額を引いたもの）

（災害関連支出の金額とは…

災害で滅失した住宅、家財を除去するための費用など）

所得税の軽減額：

次の1と2のうち、どちらか多い方の金額が控除。

1. 差引き損失額－所得金額の10分の1

2. 差引き損失金のうち災害関連支出金額－5万円

必要になるもの：

1. 被害を受けた資産の明細

（資産内容・取得時期・取得価額など）がわかるもの

2. 被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細がわかるものと、その領収書

3. 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金などの金額がわかるもの

4. 御自分の所得金額の計算に必要な書類

（サラリーマンの場合、損害を受けた年分の給与所得の源泉徴収表とか）

5. 印鑑

6. 罹災証明書

申請時期：確定申告で行います。

…もよりの税務署へ

#### A-6 自動車税 (申請必要)

対象：災害により自動車に被害を受け運行不能となった場合  
 減免：運行不能になった期間の月割計算により税額が減免  
 ! もよりの県税事務所へ必ずお問い合わせください。

#### A-7 自動車取得税 (申請必要)

対象：災害で滅失損壊した自動車に代わるものと認められる  
 自動車を、2000年12月15日迄に取得した場合。  
 減額：被災自動車の価額に相当する税額が減免  
 ! もよりの県税事務所へ必ずお問い合わせください。

#### A-8 不動産取得税 (申請必要)

1. 災害により滅失または損壊した不動産に代わるものと認められる不動産を、被災後3年以内に取得された時は、被災不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(※)に100分の4(※2)を乗じて得た額に、相当する額を減免。  
 \*1：宅地評価土地は登録された価格に2分の1を乗じた額。  
 \*2：住宅に係るものについては100分の3。

2. 取得された不動産がその取得の直後に、災害により滅失または損壊した場合には、当該不動産の取得に係る税額に、次の区分に掲げる被害の程度に応ずる率を乗じて得た額を減免。

##### 1. 土地の場合

- A. 流失、埋没または崩壊などにより被害が著しく原型に復するのに相当の改良を必要とする場合  
 ...100分の100を乗じる  
 B. 流失、埋没または水没などにより作付けまたは使用が相当に遅延する場合...100分の50を乗じる  
 C. 流失、埋没または水没などにより補修を必要とする場合  
 ...100分の30を乗じる

##### 2. 家屋の場合

- A. 全壊、流失などにより家屋の原型をとどめない場合...100分の100を乗じる  
 B. 土砂流入などにより主要構造部が著しく損傷し大修理を必要とする場合...100分の80  
 C. 軒下浸水により内壁、外壁または建具等に損傷を受け居住または使用の目的を著しく損じた場合  
 ...100分の60  
 D. 下壁、タタミなどが損傷し使用の目的を損じ、修理または取替えを要する場合...100分の30

...もよりの県税事務所へ

#### B. 融資・貸付

融資や貸付には種類がありますが、その一部です。貸付条件等が複雑なので必ず一度関係窓口にお問い合わせください。

#### B-1 住宅金融公庫災害復興住宅融資 (個人)

申し込み期間：災害の発生した日から2年間  
 融資をうけられる方：  
 ・建設及び新築・中古住宅購入  
 ...住宅に5割以上の被害を受けた方  
 ・補修...住宅に10万円以上の被害を受けた方  
 いろいろあるので、直接お問い合わせを！  
 ...住宅金融公庫名古屋支店052-263-2900  
 及び「住宅金融公庫業務取扱店」と表示してある金融機関へ

#### B-2 災害援護資金貸付

自然災害により被害を受けた世帯に生活の建て直しのための資金貸付制度があります。(被災内容により区分あり)  
 限度額：150万 350万円  
 利息：年3% (据置期間の3年間は無利子)  
 償還期間：10年 (3年据え置き、7年償還)  
 ...各市町村区役所などの福祉関係課へ

#### B-3 生活福祉資金貸付

「災害弔慰金の支給などに関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならなかった世帯に対する家財の購入、住宅の補修資金の貸付制度があります。(ただし、所得制限あり)  
 ...もよりの社会福祉協議会へ

#### B-4 自作農維持資金

対象：以下の要件を満たす個人または法人であり「農業経営安定計画」を作成し、計画達成の見込みが確実であり、かつそのために本資金の借入が必要不可欠であるとして知事の認定を受けた方。  
 ・農林水産業の所得が総所得の過半を占めていること。  
 または農林水産業の労働日数が、  
 総従事日数の過半をしめていること。  
 ・農業生産法人にあっては、経営する自作地の面積が1ヘクタール以上であること。  
 資金使途：1. 経営再建費 2. 収入減補填費  
 貸付限度額：個人...200万円 法人...1000万円  
 償還期間：20年以内 据置期間：3年以内  
 利率：2. 0% (9月14日現在)  
 ...各市町村区役所などの産業関係課へ

#### B-5 商工業復興資金 (災害復旧資金)

対象：県内に事業所のある、被災中小企業者で信用保証協会の保障対象資格があること  
 資金使途：災害復旧に必要な事業上の設備資金及び運転資金  
 貸付限度額：5千万円以内  
 償還期間及び利率：設備資金7年以内 運転資金5年以内  
 利率：当初3年間1.5% (以降1.6%) (据置6ヶ月)  
 ...各市町村区役所などの産業関係課へ

#### B-6 中小企業組織強化資金 (災害復旧資金)

対象：県内の被災組合等で商工組合中央金庫の融資対象資格があること  
 資金使途：災害復旧に必要な事業上の設備資金及び運転資金  
 ...愛知県産業労働部中小企業金融化融資・金融指導グループ  
 052 961 2111へ



## C. 貸付返済緩和

これは公共的な貸付返済の緩和のごく一部です。条件等が複雑なので必ず一度関係窓口にお問い合わせください。

### C-1 福祉関係貸付金の償還猶予

愛知県が貸しつけている次の福祉関係貸付金の貸付を受けた方で被災により償還金の支払いが困難な場合は償還金の支払いを猶予することができます。

- ・愛知県高齢者住宅整備資金貸付金・寡婦福祉基金
- ・愛知県障害者住宅整備資金貸付金・母子福祉基金 など

…各市町村区役所などの福祉関係課へ

### C-2 福祉関係手当の支給制限の緩和

福祉関係手当の支給対象者で、所得制限により支給停止となっている方が災害による被災で財産の大半を失った場合、所得制限の取扱いに特例があります。手当が支給される場合があるので一度窓口にご相談ください。

- ・児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当など

…各市町村区役所などの福祉関係課へ

## D. 医療費などの減免

これは医療費などの減免のごく一部です。条件や必要書類等が複雑なので必ず一度関係窓口にお問い合わせください。

### D-1 老人医療一部負担金減免（床上浸水以上・申請必要）

床上浸水により住宅または家財に損害を受けた方で町民税が減免された場合、6ヶ月間を限度に一部負担金が減免されます。

免除期間：2000年9月1日～2001年2月28日診療分

申請時期：2000年12月に9～11月分の診療分を申請  
 2001年3月に12～2月分の診療費を申請

必要なもの：

1. 一部負担金免除支給証明書（役場にあります）
2. 一部負担金支払証明書豪雨用（役場にあります）
3. 振込先のわかるもの（郵便貯金以外のもの）
4. 老人医療受給者証と健康保険証
5. 印鑑

医療機関の窓口で、老人医療一部負担金を支払ったときは、必ず領収書か、老人医療の一部負担金支払証明書を（役場にあります）受領してください。

…各市町村区役所などの福祉・医療関係課へ

### D-2 介護保険料減免（床上浸水以上・申請必要）

対象：第一号保険者（その世帯に属する被保険者を含む）の居住する住宅または家財に災害により被害を受けた方（第一号保険者…65歳以上の被保険者の方）

減免：床上浸水の被害の場合…2分の1減免

…各市町村区役所などの保険年金関係課へ

### D-3 介護保険利用料減免（床上浸水以上・申請必要）

要介護認定を受けた方の利用料についても、介護保険料と同様減免が受けられます。

…各市町村区役所などの保険年金関係課へ

### D-4 国民健康保険税減免（床上浸水以上・申請必要）

対象：床上浸水以上の被害を受け、前年中の合計所得金額が世帯合計で1000万円以下の方  
 減免：前年中の合計所得金額が

500万円以下…2分の1減免

500万円超750万円以下…4分の1減免

750万円1000万円以下…8分の1減免

…各市町村区役所などの保険年金関係課へ

### D-5 社会福祉施設の入所者と保護者の費用の軽減

心身障害者、児童福祉施設に入所者などの費用負担について被災による不時の支出により、負担能力に著しい変動があり、費用負担が困難な場合は負担額の軽減をはかることが出来ます。

…各市町村区役所などの福祉関係課へ

## E. 各種手数料料金減免

これは手数料などの減免のごく一部です。条件や必要書類等が複雑なので必ず一度関係窓口にお問い合わせください。

### E-1 水道料金減額（床上以上・個人住宅は申請不要）

対象：豪雨による床上浸水の被害を受けた方

減額：9月11日以降最初にメータ検針した期別の水量から5m3を控除して水道料金を計算します。

ただし、基本料金以下にはなりません。

手続き：個人住宅の場合／水道局側で行います。  
 住宅以外の場合／役場、区役所などで発行する被災証明書を上下水道局に提出してください。  
 手続き終了後、郵送で通知が届きます。

### E-2 愛知県心身障害者扶養共済掛金一部免除

愛知県心身障害者扶養共済制度の加入者で災害により資産を失った場合は掛け金を一部減免することができます。

…各市町村区役所などの福祉関係課へ

### E-3 運転免許＆車庫証明関係再交付手数料免除

- ・運転免許関係手数料で無料になるもの  
 運転免許証再交付料（仮免も）
- ・自動車保管場所関係手数料で無料になるもの  
 証明申請代 標章交付 標章再交付代

警備関係手数料・風俗営業関係手数料・古物営業関係手数料・銃砲刀剣関係手数料、道路使用許可関係手数料については各警察署にお問い合わせください。

期間：平成13年3月31日まで。

申請に必要なもの：減免申請書（警察署にあります）

り災証明書2通（市町村で発行）・認印

…もよりの警察署へ



## F. 企業などからの案内情報

予期せぬ水害ということで特別措置を行っている企業がありました。修理等の申込受付期限がありますので、ご注意ください。(問い合わせ先のための企業の場合は特別対応はないものの、復旧に役立てば、と思い、掲載しております)

### F-1 ナショナル住宅産業株式会社

問い合わせ先：お客様相談室 0120-40-8746

### F-2 住友林業株式会社 東海事業部

問い合わせ先：お客様センター  
名古屋支店 …052-954-8561  
名古屋北支店 …052-917-7322  
愛知東支店 …0566-21-8328  
名岐支店 …0120-02-6657

### F-3 大和ハウス工業株式会社

問い合わせ先：名古屋お客様相談センター  
0120-142-255

### F-4 ミサワホーム

問い合わせ先：  
ミサワホーム東海株式会社 0120-159-330  
ミサワセラミックス株式会社 0120-155-577

### F-5 株式会社INAX

問い合わせ先：お客様相談センター0120-1794-00

### F-6 お仏壇のはせがわ 東海事業部

問い合わせ先：0120-03-8180

### F-7 大黒屋仏壇店

水害により破損した場合、特別価格での修理・洗濯があり。  
問い合わせ先：ネット事業部052-331-0002

### F-8 日本電気株式会社 (NEC)

対象製品：災害救助法適用地区で被災した  
NECのパーソナル製品  
特別保守サービス内容：修理可能な状態の製品については、  
保証期間を問わず、特別価格にて修理を行う。  
適用期間：9月18日より平成13年3月末日まで  
問い合わせ先：NECフィールドイング  
052-722-3501  
詳しい保守サービス内容は上記窓口にてご確認を

### F-9 富士通株式会社

対象製品：災害救助法適用地区で被災した  
富士通パーソナル製品  
適用期間：9月20日より平成12年12月末日まで  
問い合わせ先：富士通パーソナルエコーセンター  
0120-49-7038  
詳しい特別特価修理サービス内容は上記窓口にてご確認を

### F-10 NHK放送受信料免除 (床上浸水以上・申請不要)

床上浸水以上の被害を受けた世帯を対象に放送受信料が  
2か月分免除されます。手続きの必要はなし。  
詳しい内容については、NHKから該当するご家庭に直接  
お知らせがあります。

### F-11 名鉄・名古屋市交通局の災害交通券

定期券の更新時に、使用路線が豪雨災害で使用できなかった  
区間の定期券に対し、災害交通券が発券されます。  
また、更新しない定期券で9月11日以降に期限が切れたもの  
に対しても発見されます。  
詳しくは名古屋市交通局及び名古屋鉄道各駅にてお問い合わせください。

### F-12 株式会社グッドウィル

問い合わせ先：  
・新品パソコン (ワランティ加入) の場合  
修理受付 052-238-1333  
中古パソコン (動産保険加入) の場合  
大須6号店 052-343-5861

### F-13 シャープ株式会社

問い合わせ先：シャープエンジニアリング株式会社  
・水害品の出張修理ご依頼は  
出張修理受付センター 052-332-5880  
・水害品に関するご相談は  
名古屋サービスステーション052-332-2623

### F-14 株式会社東芝

問い合わせ先：・東芝家電修理ご相談センター中部  
フリーダイヤル 0120-1048-41  
・その他のお問い合わせにつきましては、  
東芝総合ご案内センター 0120-81-1048

### F-15 株式会社日立製作所

問い合わせ先：日立家電品修理ご相談センター  
フリーダイヤル 0120-3121-68

### F-16 ダイキン工業株式会社

問い合わせ先：ダイキンサービスフロントセンター中部  
フリーダイヤル 0120-88-1081

### F-17 株式会社エイデン

エイデンの保証「まもるくん」加入の方に保証があります。  
加入者の方は最寄りのエイデン各店へお問い合わせ下さい。  
(以上)